

新監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和元年7月2日

新潟市監査委員	高井 昭一郎
同	伊藤 秀夫
同	風間 ルミ子
同	竹内 功

# 監査結果の報告

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（平成29年3月27日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

## 第3 監査の対象

文化スポーツ部、観光・国際交流部、環境部、農林水産部、会計課

## 第4 監査の範囲

平成30年4月～平成31年2月末までの財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

## 第5 監査の実施時期

平成31年3月11日～令和元年7月2日

## 第6 監査の実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区執務室等

## 第7 監査の着眼点及び主な実施内容

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

### 1 重点調査項目

現金取扱業務において、内部統制は整備されているか、また収入原因行為から払込までの一連の業務が適切に行われているか、特定の対象課を抽出し、重点的に調査を実施する。

また、支出事務において、内部統制が整備され、支払遅延など不適切な事務処理が起きにくい体制が構築されているか、重点的に調査を実施する。

### 2 事務事業全般

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

### 3 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

### 4 支出事務

違法，不当または不経済な支出はないか。

### 5 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

### 6 財産管理事務

公有財産，現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

### 7 その他

各班で監査対象課別に固有リスクを識別・評価し，発生頻度・影響度が大きい項目を重要リスクとして捉え，そこから着眼点を導出する。

## 第8 監査の結果

監査の結果，事務事業はおおむね適正に執行されていたが，次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後，必要な措置を講じ，適正な事務執行の確保に努められたい。

### 1 指摘事項

該当なし

### 2 軽微事項

監査にあたってみられた，軽微な事務処理誤り等（総件数 42 件）について，主な類型別の件数及び事例は以下のとおりである。

#### (1) 収入事務に関する事（計 5 件）

- ・ 収納事務委託の告示漏れ

#### (2) 現金取扱事務に関する事（計 6 件）

- ・ 手書き納付書の不適切な管理
- ・ 現金や切手の不適切な管理

#### (3) 支出事務に関する事（計 10 件）

- ・ 時間外勤務手当の支給誤り
- ・ 支払の遅延

- (4) 契約事務に関すること (計 12 件)
  - ・ 不適切な見積合わせ又は入札の実施
  - ・ 契約事務の手続き誤り
  
- (5) 指定管理に関すること (計 2 件)
  - ・ 再委託手続き漏れ
  
- (6) 補助金・負担金に関すること (計 1 件)
  - ・ 交付申請時の書類の不足
  
- (7) 財産管理事務に関すること (計 5 件)
  - ・ 市有財産賃貸借契約書の記載誤り
  - ・ 行政財産使用料の算定誤り
  
- (8) その他 (計 1 件)
  - ・ 公印押印時の審査手続き漏れ